

# 議案参考資料

[令和4年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

市民課 戸籍担当

## 議案名

議案第51号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

各種証明書のコンビニ交付導入に伴い、印鑑登録証明書の申請及び交付について、コンビニ交付に対応できるよう、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

印鑑登録証明書の取得について、現行では、市役所等に来庁し印鑑登録証を提示して交付申請することとされていますが、個人番号カードを用いてコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用者自らが操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができるようにするものです。

(施行期日：令和5年3月31日までの間において規則で定める日)

## 背景・経過

桐生市では、行政手続における市民の利便性向上や非接触型の生活様式の推進の観点から、各種証明書のコンビニ交付を導入します。

このことによって、印鑑登録証明書はこれまでの窓口での交付申請方法のほかに、個人番号カードを用いることによりコンビニエンスストア等においても交付申請が可能となります。